

持続可能性に配慮した調達コード改定 (農・畜・水産物、パーム油個別基準の追加) について (案)

2023年2月10日 第8回持続可能な調達ワーキンググループ

公益社団法人
2025年日本国際博覧会協会
企画局 持続可能性部



個別基準（農・畜・水産物、パーム油）に関する前回WG意見及び対応案

●全般

	意見内容	対応案
1	協会がサプライヤー等から提出された調達計画を事前に確認し、協議を行うプロセスについては、調達コードに明示的に記載することで、事業者は事前の準備がしやすくなる。また、全ての人が見ることができる調達コードに、この管理方法が明示されることは、今後様々なところに波及していく可能性も秘めているという意味で、大きなレガシーに繋がる可能性もある。	協会が計画を確認し協議を行うプロセスを注記に記載する。
2	説明会等でサプライヤー等に情報提供を行うことは非常に重要なプロセスであり、それもレガシーとするというのはなるほどと思った。万博の報告書をまとめる時に、コードの策定以外に実施した内容や結果等（このように成功した、これはあまりうまくいかなかった等）を残すことは、今後の大規模国際イベントの進展に繋がるため良いと思った。	ご意見を踏まえて、報告書の内容に関して今後検討する。
3	推奨基準で1%を最大限に変えたことは1つの手法と思うが、何をもって最大限とするかというのは、人によって分かれるところ。この段階で何をもって最大限とするかという具体的な数値を編み出していくというのは、非常に難しいところかと思うが、疑問を持ったため声を上げておきたい。	現段階では客観的なデータに基づいた数値が定められない。また、数値を出すことになれば、例えば事業者から「記載された数値以上は取り組まなくてもいいのではないか」等と誤解される懸念があるなど、総じてマイナスの影響の方が大きいと考えるため、修正は行わない。
4	東京オリパラでは、調達に関する会議体に国の方が必ず参加して必要なコメントをしていたと記憶している。今からでも遅くはないので、政府関係者の方もこのWGに招聘した方が、より透明性が上がる。そういう正当な手続きを取るべきではないか。	今回以降、政府関係者等を適宜招聘する。

個別基準（農・畜・水産物、パーム油）に関する前回WG意見及び対応案

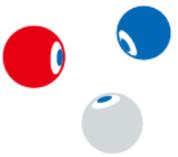
●全般（国産の取扱い等について）

	意見内容	対応案
5	温室効果ガスの排出量の削減努力等の観点から、国産食材の選択が推奨されるべきと考えており、可能な限り優先的に国産農産物を選択する視点を明記すべき。	これまでのWGでの議論を踏まえ、 共通基準や他の個別基準の記載を参考に、調達コード本文に以下記載する。 （農産物以外も同様）
6	「国産推奨」を強く言い切るのは難しい。 東京2020大会でも事務局や委員等が相当苦労していた。各国に配慮をしながらも、「輸送エネルギーによる温室効果ガスの増大に配慮」「地域経済の活性化を目指す」等と丁寧に書きながら、国産推奨がある程度分かるように入れるのは大事。	サプライヤーは、農産物を選択する上で、農産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。 こうした観点から、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物の利用に配慮すべきである。ただし、サプライヤーがWTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。
7	国産品を優先したいのはよく分かるが、 共通基準5.7は様々な考慮の上の記載。 法的な観点では、木材などでは国産優先と書いていないのに農作物だけ書けば一貫性が取れない。また、「 国産を優先すべき 」と明確に言い切ってしまうのは、 外国産を排除するよう に見られるため、そういう印象を与えないような工夫は必要。一方、現在の記載だけで分かりにくいなら、 共通基準の5.7と一貫性を図れば、国産農産物を優先的に選択すべきとまで書かなくても同じ趣旨が十分伝わる。	
8	「みどりの食料システム戦略」 に関しては、政府の農業政策が大転換した戦略であり、新法も今年7月にスタートしたため、このタイミングで 入れておくというのは大事。 ただ、読み手がわかりやすいように具体的な項目、目標値等を明記する等の工夫が必要。	「みどりの食料システム戦略」については、注釈に追記するとともに、解説にも記載する。
9	みどりの食料システム戦略は、具体的なものをここに書き込むのは、たてつけ上必ずしも好ましくない。 引用文献や参考文献のような形で、食料システム戦略の中でここに役立つものがあるのであれば、どこかに付記することが良い。	

個別基準（農・畜・水産物、パーム油）に関する前回WG意見及び対応案

●畜産物（アニマルウェルフェア）

	意見内容	対応案
10	<p>国の指針は情報整理に留まっておりアニマルウェルフェアを推進する内容にはなっていない。ドバイ万博ではオーガニックを25%以上調達することが必須項目で、その中にケージフリーが含まれている。卵に限って見るとロンドンもリオもケージフリーであり、例えばロンドンの調達コードにはフリーレンジであることということが明確に書かれている。様々な基準やコードを引っ張りにくいという事情は非常によく理解できるが、推奨にフリーレンジや認証ストールフリーといった世界スタンダードを明記するような思い切ったリードが必要。</p>	<p>アニマルウェルフェアについては、今後、万博開催までに国際的な潮流を情報収集していくこととし、修正は行わない。</p>
11	<p>国際的に大きな流れが決まっている側面はあるとは思う一方、具体的な基準に落とし込むには、もう少しグローバルな状況や、地域の状況等も踏まえて次に向かっていくよう情報収集を行うことも重要。</p>	



個別基準（農・畜・水産物、パーム油）に関する前回WG意見及び対応案

●水産物（絶滅危惧種）

	意見内容	対応案
12	水産資源は、乱獲により枯渇させることなく持続的に利用できるよう、 国連海洋法条約に基づき最大持続生産量（MSY）を達成する状態（MSY水準）を維持するよう資源管理 されており、マグロについては現在の資源は健全な状況。ウナギは、今後管理を強化する。	絶滅危惧種に関しては、既に共通基準に「 資源保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられていない絶滅危惧種等の野生動植物に由来する原材料を使用してはならない 」と記載している。
13	絶滅危惧種については、 このタイミングで記載を変えるよりも「博覧会協会別途指定するもの」としていることから、その指定するものの中で議論すべき 。その中で、農水省の主張を入れる部分があるのか。海外でも翻訳されることや、NGOから意見もあると思うため、そこを踏まえて判断してはどうか。	上記の絶滅危惧種については、 IUCNの絶滅危惧リスト及び法令、国際的な資源管理に関する考え方を元に整理することとし、調達コード本文・注釈に以下記載する。
14	資源管理の正当な管理について、「正当な管理」の意味がよく分からない 。英訳すると、海外の人には何をもちて正当な管理なのか、おそらく伝わらない。また、資源管理については、国際環境NGOが、国際的な資源管理の枠組みに対して国際的な資源管理が機能していないとして漁獲戦略の導入を求める要望書を出しているという実態もある。	絶滅危惧種※¹については、基本的に使用しないこととする。ただし、資源保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられているもの※²、又は完全養殖によるもの※³は使用可能とする。
15	回遊魚は国際資源管理と同時に、一定エリアでの資源管理が必要であり、その意味では認証制度というのは、魚を獲るエリアで資源管理をしているかどうかという厳しいチェックが入るため、絶滅危惧がされているものはこの認証が必須だと思う。天然マグロと人工のクロマグロは、MSCとMELでそれぞれ取得をしている企業があり、日本でこの今の基準でも選択肢がなくなるということは決してない。逆にしっかりと 認証を取った商品が日本にあることを海外に示していくことが、水産大国日本のレガシーを残す良いチャンスになるのではないか と思う。	※ ¹ ：IUCNが作成する絶滅のおそれのある野生生物のリスト（The IUCN Red List of Threatened Species）において、Threatenedカテゴリー（CR：深刻な危機、EN：危機、VU：危急）に記載されたもの。 ※ ² ：MEL（Ver.2.0）、MSC、ASC等GSSIにより認められている水産エコラベル認証を受けたもの。または、法令、国際条約等に基づき漁獲量規制等に関する措置が講じられているもの。 ※ ³ ：完全養殖のサイクルで得た卵をふ化させて養殖までを一貫して行うもの。
16	ウナギに関しては、 欧米等海外の方々 が万博に来場するため、その場で ウナギが出ていたらどのような反応になるか は、言わずもがなと思う。	

大阪・関西万博における水産物調達コード 絶滅危惧種に関する記載（案）

	大阪・関西万博（案）	東京2020大会
具体的な基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 絶滅危惧種※¹については、基本的に使用しないこととする。ただし、資源保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられているもの※²、又は完全養殖によるもの※³は使用可能とする。 	-

※1：IUCN（国際自然保護連合）が作成する絶滅のおそれのある野生生物のリスト（The IUCN Red List of Threatened Species）において、Threatenedカテゴリー（CR：深刻な危機、EN：危機、VU：危急）に**記載されたもの。**

※2：MEL（Ver.2.0）、MSC、ASC等GSSIにより認められている水産エコラベル認証を受けたもの。**または、法令、国際条約等に基づき漁獲量規制等に関する措置が講じられているもの。**

※3：**完全養殖のサイクルで得た卵をふ化させて養殖までを一貫して行うもの。**

【参考】大阪・関西万博におけるマグロ、ウナギの扱い

- マグロについては、IUCNのThreatenedカテゴリーに記載された絶滅危惧種であっても以下のものは使用可能とする
 - ・MEL（Ver.2.0）、MSC、ASC等GSSIにより認められている水産エコラベル認証を受けたもの
 - ・国連海洋法条約等に基づき、**最大持続生産量（MSY水準）を実現する資源量を確保するため、国際機関による最新の科学的な資源評価に基づいて漁獲量規制などの措置が講じられているもの**
- ウナギについては、IUCNのThreatenedカテゴリーに記載された絶滅危惧種であっても以下のものは使用可能とする
 - ・MEL（Ver.2.0）、MSC、ASC等GSSIにより認められている水産エコラベル認証を受けたもの
 - ・関係国間により資源管理がされており、2025年12月にシラスウナギが適用される**流通適正化法と同様に、適法に漁獲されたものを用いたものであることを証明できる仕組みで生産及び流通管理されたもの**
 - ・完全養殖のサイクルで得た卵をふ化させて養殖までを一貫して行うもの

個別基準（農・畜・水産物、パーム油）に関する前回WG意見及び対応案

●パーム油

	意見内容	対応案
17	ISPO、MSPO認証は、現段階で求める要件を満たしているとは思えず、最低限の基準に入れることに疑問。協会資料でも「△」が多く、農水省が令和3年に「持続可能性に配慮した原材料調達」に関する認証システムの調査・分析委託事業」の報告書で記載したNGOの評価を見てもISPO、MSPOは課題が多く示されている。	ISPO、MSPO、RSPO認証は、発足の経緯や思想等が異なり、地域により評価も違う。他方、3つの認証油は「認証がない油」と比べると相対的に持続可能性が高いと考え得るため最低限の基準として適していると考えており、修正は行わない。 推奨基準については、引き続き検討を行う。
18	ISPO、MSPOは、人権や森林以外の環境面が弱いことから欧米中心に認証として認められていないが、東南アジアでは完全な認証油となっている。また、ISPO、MSPOは政府系のため地元農家への支援や教育をしっかりやっている面もある。基本的にRSPOは基準に合わないところは採用しない排除の論理だが、ISPO、MSPOは育てていく方針であり根本的な思想が違う。ISPO、MSPOを一概に排除することがサステナブルと言えるのか悩ましいことから、3つを並列に記載することに違和感はない。	
19	ISPO、MSPOを基準に入れるか否かは意見がわかれてくる。グローバルに持続可能な状況を作っていく段階で、ISPOやMSPOがより良い基準に移行していくプロセスの中、除外することが本当に持続可能なのか論点として挙げておきたい。	
20	以下の観点から推奨基準（RSPOのSG等）を削除すべき。 ・東京オリンピックの調達コードと異なる基準を設定すべきではない ・RSPOのみ推奨とすれば、プレミアムの経費がかかり、日本の消費者に更なる負担がかかるが、RSPOが優遇されるというコンセンサスが得られていない	
21	パーム油の推奨基準を削除するか否かは、推奨なので博覧会協会がどう判断するのか。海外よりも、どこまで進んでいることを示すのかという判断にかかるのかと思った。	
22	推奨事項を消す理由が全く理解できない。削除した場合、ISPO、MSPOだけでもリスクが非常に大きい中、推奨事項をなくした場合に、パーム油に関する万博のレガシーはなくなってしまうのではないか。	
23	今まで調達コードを議論してきたメンバーとして、「RSPOのIP等の推奨基準については非常に重要」との共通認識になっていると思う。	